

# マナーからルールへ！

# 望まない受動喫煙をなくす

# ための取組みセミナー



令和2年4月1日より原則屋内禁煙となる健康増進法が、全面施行されました。飲食店などの店舗に限らず、事務所も対象となっています。今回は、健康増進法の改正内容はもちろん、受動喫煙対策を行う際の支援策（助成金）のご紹介もいたします。是非、この機会にご参加下さい。なお、状況により中止になる場合もございますのでご了承ください。

**開催日** 令和2年8月4日（火） 15：00～16：30

**時間** （セミナー） 15：00～16：00

（個別相談） 16：00～16：30 [10分/社]

**場所** カルチャーセンター大会議室（上須恵 1167）

**参加費** 無料

今回はコロナ対策として、1テーブルにつき1名の席の配置といたします。そのため、1事業所につき1名のお申込みをお願いいたします。

**定員** 15名

**締切** 定員になり次第締め切らせていただきます。

お申込み・お問合せにつきましては、須恵町商工会まで

お願いいたします。【TEL：932-6700 FAX：932-8084】

----- 切らずにそのまま FAX（932-8084）してください -----

## 【ご記入欄】

事業所名（ ） 会員区分（【 】 商工会  会員外）

住所（〒 - ）

TEL（ ） FAX（ ）

受講者（ ） 個別相談希望（ 有 ・ 無 ）

※ご記入いただいた情報は、今後、商工会が行う諸事業の資料送付、アンケート調査等のご案内に利用させていただく場合がございます。